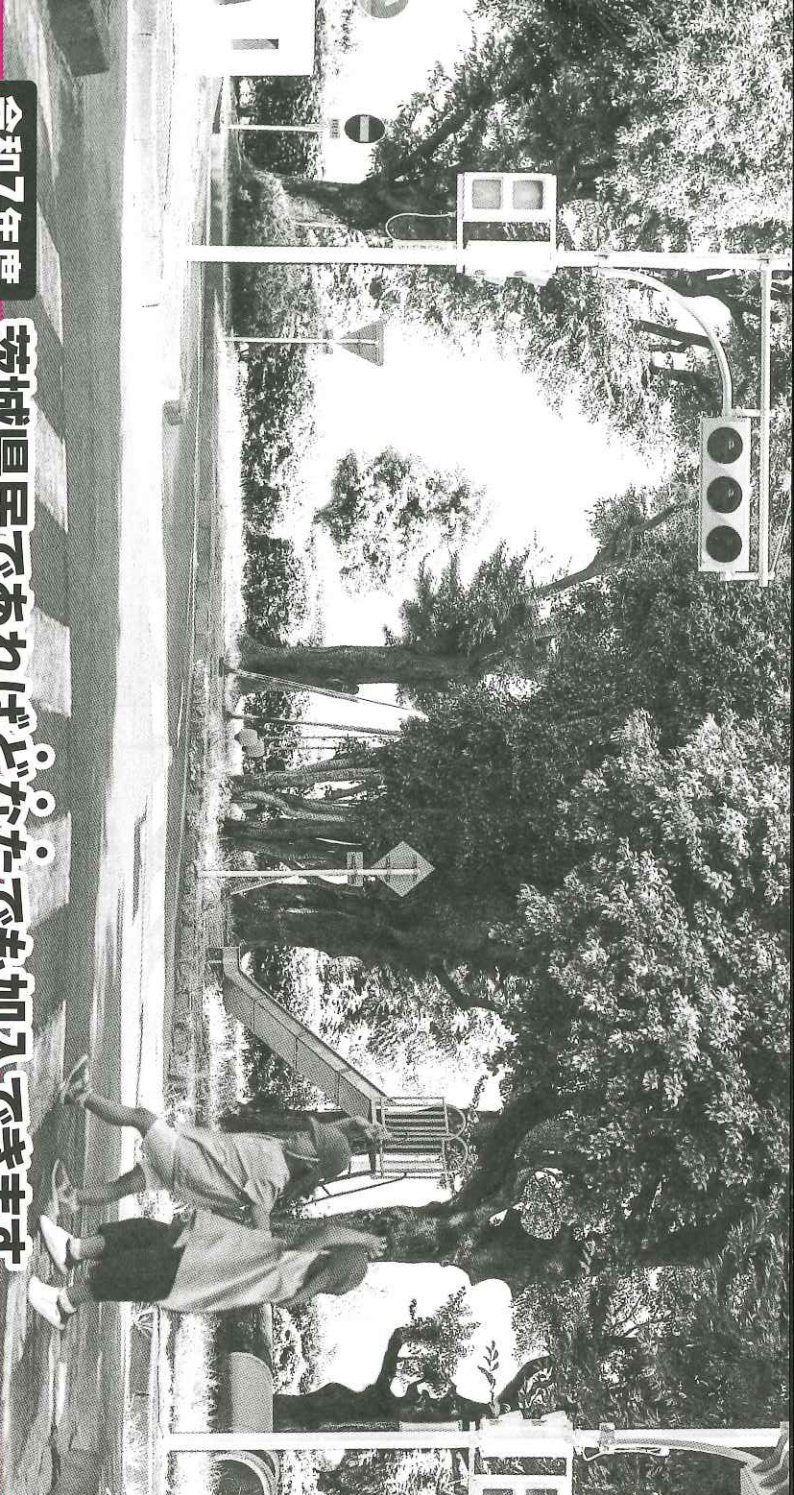




加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和5年度共済事業の状況】

加入者数	87,578人
見舞金給付件数	664件
見舞金給付金額	59,280千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

令和7年度

茨城県民であればどなたでも加入できます

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度

2月3日(月)より
令和7年度の
加入受付
開始

共済期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※令和7年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和8年3月31日まで

交通事故で死傷した方に
通院[入院]

3日目が!
お支払いします

一般

900円

年会費

中学生以下500円
※令和7年4月1日現在で
中学生以下の方
途中加入の場合 9月30日以降半額

最高で

100万円

死亡

見舞金

死亡見舞金 100万円
傷害見舞金 2~30万円
身障見舞金 50万円

県民交通災害共済は、茨城県全市町村が共同で運営しており、住民の方であれば年齢制限なくどなたでも加入することができ、会員が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。会員になることで交通安全の意識を一層高めるとともに、万が一の交通事故に備えてご家族みんなで加入しましょう。

茨城県内の市町村に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わず、どなたでもご加入いただけます。

900円(中学生以下500円)

※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

※年度途中からでも、随時加入することができます。

※年度途中からでも、随時加入することができます。

①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)
②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故
※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。
※加入期間中の事故が対象となります。

対象となります。

※加入期間中の事故が対象となります。

すぐに警察署に届け出て、交通事故証明書を交付してもらえようして下さい。

事故日の翌日から起算して**2年以内**となります。

※請求期間経過後の請求は、無効になります。



加入されましたら「会員登録のウラ」と
この用紙をよく読んでおきましょう。

町役場窓口は、居住地の市役所・町役場へ

◎ 法律出版社

●住所

(TEL

申込者氏名／生年月日

全
書

F

田井 周 年 大・昭・平・令

E

姓 田 年 月 大・昭・平・令

19

田井 四年 大平昭大

大：昭：平：合

2

十
·
弱
·
料
·
少

附

田

田

并

十、圖、日、少、倉、田、子

1

金額計自

